

## 付 議 第 4 号

### 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の 一部を改正する規則議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成 19 年高知県教育委員会規則第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号に基づき、議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する

- (3) 規則及び副令を制定し、又は改廃すること。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の  
一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

県立高等学校の統廃合により、遠距離通学を余儀なくされることとなる生徒への通学費の負担増軽減のため、激変緩和措置として県立高校通学支援奨学金の貸与を行っている。

平成24年度に入学者が募集停止となる高知県立宿毛高等学校大月分校の地元である大月町立大月中学校の3年生で、高校入学後に当該奨学金の貸与を希望する生徒が行う事前申請手続を円滑に進めようとするものである。

2 改正の主な内容

- (1) 高知県立宿毛高等学校大月分校が廃止されることとなることに伴い、通学支援奨学金を貸与することのできる生徒を大月町立大月中学校の校区内に居住する者と指定すること。
- (2) 文言の整理。

3 施行期日

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(別紙)

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。

別表第1中

「

高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校 仁淀川町立池川中学校 仁淀川町立仁淀中学校
------------	--

」

を

「

高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校 仁淀川町立池川中学校 仁淀川町立仁淀中学校
高知県立宿毛高等学校 大月分校	大月町立大月中学校

」

に改める。

別記第6号様式備考及び別記第18号様式備考中「のうち」を「のうち少なくとも」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(抜粋)

本則

(連帯保証人)

第7条 略

2 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)のうち少なくとも1人は、奨学生の保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3～5 略

別表第1(第2条関係)

廃止県立高校	対象中学校
高知県立大榑高等学校	香美市立大榑中学校
高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校
	仁淀川町立池川中学校
	仁淀川町立仁淀中学校
高知県立宿毛高等学校大月分校	大月町立大月中学校

第6号様式(第7条関係)

誓約書

[別紙参照]

第18号様式(第16条関係)

高知県県立高校通学支援奨学金借用証書

[別紙参照]

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(抜粋)

本則

(連帯保証人)

第7条 略

2 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)のうち1人は、奨学生の保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3～5 略

別表第1(第2条関係)

廃止県立高校	対象中学校
高知県立大榑高等学校	香美市立大榑中学校
高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校
	仁淀川町立池川中学校
	仁淀川町立仁淀中学校

第6号様式(第7条関係)

誓約書

[別紙参照]

第18号様式(第16条関係)

高知県県立高校通学支援奨学金借用証書

[別紙参照]

誓約書				
年 月 日				
高知県教育長 様				
奨学生	奨学生決定番号		学校名	
	フリガナ氏名	◎	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
保護者	フリガナ氏名	◎	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	
連帯保証人※1	フリガナ氏名	◎※2	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	
連帯保証人※1	フリガナ氏名	◎※2	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	

高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。  
 保護者においては、奨学生に対して高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。  
 連帯保証人においては、奨学金の返還の債務について、奨学生と連帯して負担します。

備考 ※1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。  
 ※2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書添えてください。

誓約書				
年 月 日				
高知県教育長 様				
奨学生	奨学生決定番号		学校名	
	フリガナ氏名	◎	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
保護者	フリガナ氏名	◎	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	
連帯保証人※1	フリガナ氏名	◎※2	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	
連帯保証人※1	フリガナ氏名	◎※2	住所	(郵便番号 - )
	生年月日	年 月 日	電話番号	
	奨学生との関係		職業	

高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。  
 保護者においては、奨学生に対して高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。  
 連帯保証人においては、奨学金の返還の債務について、奨学生と連帯して負担します。

備考 ※1 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。  
 ※2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書添えてください。

第18号様式 (第16条関係)

高知県立高校通学支援奨学金借用証書

借用金額 \_\_\_\_\_ 円

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき、奨学金として上記の金額を借用しました。

つきましては、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号、  
住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業  
電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業  
電話番号

- 備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

第18号様式 (第16条関係)

高知県立高校通学支援奨学金借用証書

借用金額 \_\_\_\_\_ 円

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき、奨学金として上記の金額を借用しました。

つきましては、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号  
住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業  
電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業  
電話番号

- 備考 1 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

5

## 高知県通学支援奨学金制度の概要

### 1. 目的

高知県立高等学校の統廃合に伴い、遠距離通学を余儀なくされるとともに、経済的な理由により修学が困難な者に対して、通学に係る経費の負担が増えることに対する激変緩和措置として、奨学金を貸与することにより、子どもたちの進学、修学を支援する。

### 2. 貸与対象者

- ① 統廃合となる県立高校が募集停止となり、入学する生徒がいなくなる年度から3年の間に、対象中学校を卒業後引き続き県立高校に入学した者であって、対象中学校の校区に居住する者
  - ・大栃高等学校（20年度募集停止）  
大栃中学校を卒業し、平成20、21、22年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
  - ・仁淀高等学校（21年度募集停止）  
仁淀川町内の中学校（吾川中学校、池川中学校、仁淀中学校）を卒業し、平成21、22、23年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
  - ・宿毛高等学校大月分校（24年度募集停止）  
大月町内の中学校（大月中学校）を卒業し、平成24、25、26年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
- ② 保護者が高知県内に居住している者
- ③ 経済的な理由により修学が困難な者
- ④ 高知県高等学校等奨学金、その他奨学金との併給は可能とする

### 3. 貸与金額（無利子貸与）

月額 30,000円以内

※貸与を受ける者が、5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円のいずれかの金額を選択できるものとする。ただし、通学のために使用する公共交通機関の金額を超える金額は選択できないものとする。

### 4. 貸与期間

各課程の最短修業年限（全日制3年間、定時制4年間、通信制4年間）

### 5. 奨学金の返還

・返還期間7～20年

（例）月額3万円の貸与を受けた場合→返還月額8,181円（返還期間11年間）

・同時に「高知県高等学校等奨学金」の貸与を受けている場合は、両方の奨学金を合算した金額により、返還期間と返還月額を決定する。

### 6. その他

・貸与希望者の受付は、貸与を受ける前年度の12月に実施する。

通学支援奨学金年度早見表

**案例第2条第2項**  
 廃止されることとなる県立高校において第一学年に入学することができなくなる年度から当該年度を含め3箇年度までの間に  
 県立高校に入学した者(前身の中学校を卒業後引き続き入学した者に限る。)であること

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大柝高校				募集停止	年度未閉校								
	H20入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3									
	H21入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3									
	H22入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間			中3								

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
仁淀高校					募集停止	年度未閉校							
	H21入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3									
	H22入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間			中3								
	H23入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間				中3							

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大月分校								募集停止	年度未閉校				
	H24入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間					中3						
	H25入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間						中3					
	H26入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間							中3				